

意見書案第5号

公的資金補償金免除繰上償還制度の復活を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年12月23日

東近江市議会議長
大橋保治様

提出者

東近江市議会 産業建設常任委員会
委員長 青山孝司

公的資金補償金免除繰上償還制度の復活を求める意見書

上下水道事業は、地方債を主な財源として施設の整備拡大を図ってきたため、その元利償還金が大きな負担となっており、特に過去に借り入れた高金利地方債が、負担を一層大きくしている。

こうした状況の中、厳しい地方財政や深刻な地域経済の低迷を踏まえ、平成 19 年度から平成 24 年度において、財政上の負担軽減策として、年利率 5 パーセント以上の地方債を対象に補償金を免除する繰上償還の特例措置が講じられ、非常に有用な制度であった。

平成 30 年度には、上下水道コンセッション方式を導入した地方公共団体に限り、補償金免除繰上償還を実施されたが、極めて限定的なものであり、また、参議院で審議された際の附帯決議においては、「今後同様の補償金免除繰上償還を実施することは厳に慎むこと」とされた。

しかしながら、人口減少や施設の老朽化など経営環境の厳しさが増す中、上下水道事業における健全経営を確保し、料金の高騰を抑制するためには、広く活用できる支援が必要不可欠と考える。

よって、当該制度を復活されるとともに、対象となる地方債の範囲を年利率 5 パーセント未満のものにも拡大されることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 4 月 12 月 日

滋賀県東近江市議会議長 大 橋 保 治

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣